

高森町 地区計画の策定方針

R 9 年度版（R 8 年度策定）

令和 8 年 9 月 1 日

高森町役場 総務課

1 地区計画全般の考え方について（担当：総務課）

- (1) 暮らしに身近な「地区」の現状と課題について、住民の参画を図って意見を募り、その解決策（「ソフト」＝活動 及び 「ハード」＝施設）をまとめる。
- (2) その解決策（計画）に関して、「地区でどこまでできるか」、そして「町・県・国等は何をすべきなのか」等の役割分担と、地区の中での優先順位を明らかにする。
- (3) 状況の変化や実績に応じて、計画を毎年見直す。（最適化）

地区計画見直しにあたっては、上記(1)(2)(3)を地区の中で進めてください。
施設計画のみならず、「地区の課題」と「活動計画」が明らかになるような話し合いをお願いします。

予算の範囲内で、いただいた要望を次年度の事業（予算）へ反映していきます。

2 地区計画の策定・見直しの要領について（担当：総務課）

(1) ソフト事業の活動計画について

直近 1 年間のソフト事業に関する活動計画（下記項目および地域独自の項目）の振り返りを行い、来年度以降に向けての課題と今後の展望（町の役割や必要な支援を含む）、事業費を記載してください。先進的・発展的な活動には、人的・金銭的な支援を検討します。**今後、地区・町と一緒に課題解決に向けた取り組みを進めていきたいと考えているため、様式 1・総括表のヒアリングもさせていただきます。**

町は地域のつながりを深め、町民一人ひとりが主役となって取り組むまちづくり活動を「町民主体のまちづくり活動補助金」で応援しています。「地区主体型」では自治組織が主体となり、地域課題に対して新たに取り組む事業を補助します。令和 8 年度 自治組織のあり方検討委員会が発足し、町の自治組織の「課題解決」と「未来のあるべき姿」の検討を始めました。町内 21 地区でもこの補助金を活用したあり方検討が始まっていますので、是非積極的な活用をご検討下さい。

(2) 実施年度を R 9 年度、そして R 1 0 年度以降（空き家は R 8 年度、R 9 年度以降）の 2 区分として考えます。

- ① 昨年度策定した地区計画から、今年度の実施状況などを確認し、次年度以降の計画を整理します。新たな課題（新たな危険箇所や地域の問題など）が発生した場合は、「**なぜ、どのような理由で必要なのか？」「緊急性」**などを**地区の皆さんで共有し**、事業の優先度を見直します。必要の無くなったもの、実施済のものは表から除きます。
- ② 地区計画書の様式は、町が用意します。計画書の作成や編集作業は、地区担当の職員と一緒に活動しますので、お気軽にお申し付け下さい。役場の全職員が、地域の相談や伝達、また地域の皆さんと共に問題を解決するために、「地区担当職員」として配置されています。最終的なまとめ資料を作る時のみではなく、**優先度の決定や地域を点検する段階から声をかけて下さい。**
- ③ 取りまとめの方法は、各区・地区にお任せしていますが、役員や一部の方のみでなく、**できるだけ多くの皆さんの意見を募り、反映いただくことが望まれます。**PTA や老人クラブなどの各種団体のほか、女性や若者の意見が反映できるようにご配慮ください。

3 土木事業等の方針（担当：建設課、産業課、総務課）

(1) 道路・橋梁

- ① 道路事業は、維持工事や安全対策工事を優先します。
- ② 道路の新設改良は、町の道路網の整備計画により進めます。（現在、町では町道 I -6 号線、町道 259 号線先線（エス・バード周辺）、町道 I -3 号線（歩道整備）の改良事業を進めています。）
- ③ 老朽化した道路構造物の補修や更新等の維持工事及びガードレール、区画線設置等の安全対策工事は、地区計画（施設計画）に基づき実施します。
- ④ 舗装補修箇所を含め、緊急を要する危険箇所については、地区計画によらず、迅速に対応します。
- ⑤ 橋梁は、「高森町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき補修工事等を実施します。また、必要によっては、地域の合意形成を図り集約撤去を進めます。

(2) 河川

- ① 河川改修（護岸整備、河川断面確保）工事や河川構造物の補修や更新等の維持

工事は、地区計画（施設計画）に基づき実施します。

- ② ③に該当しない河川については、地区計画（施設計画）に基づいて修繕要望や危険箇所などを取りまとめて県へ要望します。
- ③ 下記河川の浚渫（土出し、支障木除去等）は、町が土砂堆積箇所等を確認し、管理者である長野県との管理協定により協同して実施しますので、地区計画（施設計画）への記載は不要です。

【町が浚渫を実施する河川及びその範囲】

河川	堆積土者浚渫	支障木伐採
大島川	-	中央線より下流
江戸ヶ沢川	全域	全域
黒沢川	全域	全域
南大島川	-	中央線より下流
新井川	全域	全域
宮沢川	全域	全域
引張川	全域	全域
胡麻目川	-	中央線より下流
田沢川	-	中央線より下流
寺沢川	-	中央線より下流
大沢川	-	中央線より下流
唐沢川	全域	全域

※上記以外の範囲の浚渫等は飯田建設事務所が実施者となります。

（３）用排水路等（土地改良事業）

- ① 用排水路等（土地改良事業）は、地元施工を基本とし、地区計画（施設計画）に基づき実施します。地元施工では、地元負担金が生じますので事前の調整をお願いします。
- ② 多面的支払制度による施設改修・補修計画がある場合も、必ず地区計画書に記載し、備考欄等に「多面的」と明示してください。

（４）消防防災・交通防犯

- ① 信号機や横断歩道、規制・指示標識（標示）については、設置権者である警察に町を通じて要望します。
- ② 交通安全施設（規制・指示以外の標識（標示）、グリーンベルト等）は、予算の範囲内で実施します。

- ③ 防犯灯及びカーブミラー等の交通防犯施設は、「防犯及び交通安全推進交付金」等を活用し、地域の実情に合った整備を行っていただくようお願いします。
- ④ 消火栓やホース格納箱、消防貯水池等の消防施設は、予算の範囲内で実施します。地元施工では、地元負担金が生じますので事前の調整をお願いします。
- ⑤ 自主防災組織が行う、事業費30万円以内の小規模な防災施設・用具の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金（補助率50%以内）を支給します。なお、事業費30万円を超える事業については、コミュニティ助成事業（いわゆる「宝くじ助成事業」）の利用をご検討ください。
- ⑥ 避難所等の備蓄物資は、地区防災備蓄計画に基づいて記載してください。

（５）空き家

地域内の空き家を一覧で管理し、町と地域が一体的に空き家の課題等に対応するために実施します。地区計画策定に合わせて、空き家の実態を年1回確認することで適切な管理及び活用に繋げることを目指します。昨年、地域から上げていただいた物件情報の更新と、新たに空き家として確認された物件情報の収集をお願いします。

（６）その他・共通

- ① 上記(1)～(5)を踏まえ、すでに要望されている箇所も含めて、見直しに務めて下さい。
- ② いずれの計画・箇所も、土地所有者（地権者）の同意を得て、計画書に記載することが原則となります。
- ③ 道路・河川・用排水路の維持管理（草刈・除雪）等については、地区の協力（共助）をお願いします。

４ その他

11月中旬に町理事者・担当課とのヒアリングを実施します。

◆ 提出書類・・・

- ①様式1（総括）、②様式2（施設計画）、③様式3（空き家情報シート）、
- ④施行箇所を表示した図面、写真、⑤このほか、状況や計画内容を補足する資料